

令和2年度第六次串間市長期総合計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

令和2年度第六次串間市長期総合計画策定業務委託

2 受託者の決定

別紙「令和2年度第六次串間市長期総合計画策定業務委託プロポーザル実施要項」に基づき選定し、契約する。

3 基本条件

(1) 計画の構成と期間

ア 基本構想

令和3年度から令和12年度までの10年間

イ 前期基本計画

令和3年度から令和7年度までの5年間。第二期串間市まち・ひと・しごと創生総合戦略を兼ねる。

(2) 委託業務の履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(3) 計画の策定体制（予定）

ア 諮問機関

① 串間市総合計画審議会（30名以内）

- ・本市の総合計画に関して必要な事項を調査及び審議する。
- ・国及び宮崎県の機関の職員、串間市議会議員、市内の公共的団体その他関係団体の職員、学識経験を有する者で構成する。
- ・審議会に総務、文教厚生、産業建設の小委員会を置く。
- ・審議会の全体会を2回、小委員会を4回ずつ予定する。

イ 市民会議

① まちづくり市民会議（市民等で構成）

まちづくりの方向性、施策等について意見を聴取する。3回を予定。

② 子ども未来会議（市内中高生等で構成）

まちづくりの方向性について意見を聴取する。1回を予定。

ウ 庁内策定体制

① 庁議（3役及び調整課長）

基本構想及び基本計画の原案の最終決定

② 串間市長期総合計画策定事務連絡会議（副市長及び全課長）

- ・串間市長期総合計画の基本方針に関すること
- ・串間市長期総合計画の策定に関すること
- ・串間市長期総合計画の調整に関すること

- ・串間市長期総合計画策定作業の促進に関すること
- ※串間市長期総合計画策定事務連絡会議には、総務、文教厚生、産業建設の分科会を置く。(連絡会議の委員及び所属する課長補佐等の職にある者をもって組織する。)

- ③ 事務局（総合政策課企画係）
総合計画策定に係る庶務を行う。

4 委託業務の内容

本委託業務は、次期総合計画等の策定に関する一式とし、概ね以下の業務内容とする。なお、この仕様書は、次期総合計画等の策定に必要と思われる事項を明記しており、プロポーザルにおいて決定した受注者の企画提案により調整する場合がある。なお、新型コロナウイルスの影響により実施が困難と判断した事項については、市と受注者が対応を協議して決定する。

(1) 基本方針及び策定スケジュールの設定

次期総合計画等の策定に関する基本方針と策定スケジュールの設定に対する支援

○留意点

- ・国のまち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョンを含む）
- ・宮崎県総合計画（総合戦略及び人口ビジョンを含む）
- ・国勢調査
- ・SDGs

(2) 基礎調査及び分析

ア 本市を取り巻く環境及び本市の現況の調査分析

- ① 本市を取り巻く社会経済動向とそれらが及ぼす本市への影響分析
- ② 国・県等の計画及び主要プロジェクトの整理、並びにそれらが及ぼす本市への影響分析
- ③ 人口、財政、産業等、本市の現況を示す主要指標の現状分析
- ④ 主要指標における他の自治体との比較分析及び本市の特長等の評価分析

イ 市の将来フレームの調査及び分析

- ① 人口予測・目標設定の実施
平成27年度策定の人口ビジョンにおいて予測した数値の推移を検証し、今後を予測する。また、国等を参考に必要に応じて時点修正する。
- ② 財政フレームの将来推計の実施
- ③ 産業の将来推計の実施

ウ 市の将来課題の検討及び提案

上記ア及びイを踏まえ、以下の作業を行う。

- ① まちづくりについての政策課題の検討及び提案
- ② 将来像についての検討及び提案
- ③ SDGsの理念に基づく本市の持続可能な取組についての検討及び提案

- (3) 現総合計画及び現総合戦略の評価と検証
 - ア 現総合計画及び現総合戦略における各種施策・個別事業の評価、検証、整理等について、達成状況調査票様式の提供、調査へのアドバイス、評価結果のとりまとめ等を支援する。
 - イ 評価におけるヒアリング等を実施し、施策の把握を行う。
- (4) 市民意識調査の実施
 - ア 市民を対象とした意識調査（無作為に抽出した2,000人を予定）に必要な調査票の作成、集計及び分析
 - イ 市民の意見を聴くまちづくり市民会議等の運営等をサポートし、市の現状、課題、伸ばすべき方向性、将来像等に関する提言等を計画案に反映させる。
- (5) トップヒアリングの実施
 - 市長マニフェストを踏まえ、市長等が描くまちづくりの方向性等についてトップヒアリングを実施し、計画案へ反映する。
- (6) 基本構想の策定
 - 上記（1）から（5）を踏まえ、将来像、基本理念、基本目標、施策の体系等からなる基本構想を策定する。また、重点的に取り組む必要がある施策等について整理する。
- (7) 基本計画の策定
 - 施策の体系におけるまちづくりの分野ごとの現状と課題及び目指す方向性を整理し、市民の意向を踏まえた上で必要な施策を提案し、基本計画を策定する。また、施策ごとの成果指標の設定を支援する。
- (8) 市民会議、事務連絡会議、審議会等の支援
 - 次期総合計画等の策定にあたり、意見交換を行うために実施する市民会議等の運営を支援するとともに、それらに必要な資料を作成し、必要に応じ会議録の作成を行う。
- (9) パブリックコメントの実施支援
 - 本市公式サイトを活用したパブリックコメントの実施を支援する。
- (10) 説明会の支援等
 - 次期総合計画等の策定にあたり、必要に応じて実施する説明会を支援する。また、各種資料、調査様式等の提供を行う。
- (11) 打合せ協議
 - 業務の円滑な進行のため、常に事務局と綿密な連絡を取り、市が求める場合に、または必要に応じて打合せを行い、協議録を作成する。

5 成果品

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 第六次串間市長期総合計画書（基本構想） | 300部 |
| (2) 第六次串間市長期総合計画書（基本計画兼総合戦略） | 300部 |
| (3) 第六次串間市長期総合計画書（概要版） | 7,000部 |
| (4) 市民意識調査結果報告書 | 10部 |

(別紙)

- | | |
|--------------------------------|----|
| (5) その他関係資料 | 一式 |
| (6) 本市公式サイト掲載データ | 一式 |
| (7) 上記(1)～(5)電子データファイル(本市指定形式) | 一式 |